

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 冬季(12月～3月)は除雪費として 3,300 円(税込)が追加で発生する。
※ 期間中は毎月の賃料に加え、除雪費用が発生する。
- (2) バイク、トラック(軽トラック含む)の契約はできかねます。
- (3) パスカードについては、甲が乙に貸与し管理するものとする。
- (4) 乙はパスカードを転貸してはならない。
- (5) 乙がパスカードを取扱説明書に反した使用をした場合や、不正使用するおそれがあると判断した場合には使用を制限するものとする。
- (6) 該当駐車場において乙は駐車帯番号の定めはなく、空いている場所に駐車できるものとする。
- (7) 満車表示のランプが点灯している場合でも、乙は入出庫が可能である。
- (8) 乙は解約時、パスカードを返却しなければならない。万が一パスカードを紛失した場合もしくは解約時において返却がない場合は、機械の再設定及びカード発行手数料として金 3,300 円(税込)を甲に支払うものとする。
- (9) お客様用や営業車用の駐車場としてご契約いただく場合等、不特定車両の駐車をされる契約の場合には以下ご対応ください。
フロントガラスから見えるよう、駐車車両内に【契約名】、【契約名義の代表電話番号】を記載した用紙を作成し、必ず掲示してください。
※ 上記がございませんと不正駐車車両としてご報告されてしまうケースがございます。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用のお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1)引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2)火気の取り扱い等をしないこと。
- (3)車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4)車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5)甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6)駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7)駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8)他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9)予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと。
- (10)その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

